

各位

株式会社Eストアー

代表取締役社長 石村 賢一
(コード番号 4304 東証 JASDAQ)

問合せ先 執行役員経営管理本部長 森 淳
(TEL. 03-3595-1106)

第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ

当社は、2018年11月8日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」といいます。）の募集について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

第1回新株予約権付社債

(1) 払 込 期 日	2018年11月29日 本新株予約権付社債を割当てる日は2018年11月29日とする。 但し、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権付社債の割当の条件とする。
(2) 新株予約権の総数	49個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(4) 当該発行による潜在株式数	970,400株
(5) 調達資金の額	999,600,000円（差引手取概算額：982,600,000円）
(6) 行使価額又は転換価額	1株あたり1,030円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	投資事業有限責任組合インフレクションII号B
(9) その他	当社は、割当予定先との間で2018年11月8日付で締結する予定の引受契約（以下「本引受契約」という。）において、本新株予約権の行使について以下のとおり合意する予定である。なお、本新株予約権を割当予定先に割当てる日は2018年11月29日とする予定である。 (1) 割当予定先は、2018年11月29日から2020年11月28日までの期間は、本新株予約権を行使しない。 (2) (1)にかかわらず、①当社の各事業年度に係る単体又は連結損益計算書に記載される営業損益が2期連続して損失となった場合、②当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	<p>表に記載される純資産合計の額の 75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合には、割当予定先は、その後いつでも本新株予約権を行使できる。</p> <p>また、当社は、本引受契約において、払込期日から 2023 年 11 月 29 日までの間、株式等を発行又は処分しようとする場合には、事前に割当予定先に対して通知し、割当予定先と当該株式等の内容及び発行又は処分の時期、方法、条件等について誠実に協議することを約束する予定である。</p>
--	--

2. 募集の目的及び理由

当社は、E コマース（E C）専門店を総合的に支援する企業です。E Cには、おおきく分けてモール型E Cと専門店型E Cが存在すると定め、創業より一貫して専門店型E C支援を展開しています。この専門店型E Cは、そこでしか買うことのできない商品や拘りのブランド品などの専門品を取り扱う、小売りを生業とする自社直営店が向いており、当社はそこにデジタルマーケティングのサービスとシステムを提供しています。

具体的には、販売システム（ショップサブ）、ページ制作や宣伝広告のアウトソーシングを受託するマーケティング代行（マーケティングサービス）、販促システム（バックストア群）を提供しています。販売システム（ショップサブ）は、E C開店、運営するために必要な店舗ページ、ドメイン、メールから、各種決済、並びに受注や顧客管理がひとつになった通販システムをASPで提供しています。また、マーケティングサービスは、調査分析・戦略設計のコンサルティング、店舗づくりのページ制作代行、顧客づくりの集客プロモーションを提供する役務サービスになります。

当社の属するE C業界は、株式会社野村総合研究所『ITナビゲーター 2018年版』によると、2023年度までに25.9兆円（2017年度16.5兆円）に拡大すると予想しており、その成長を見込み小売りを営む各企業はE C強化を最重要課題として取り組んでおります。そのような状況であるため販売システム（ショップサブ）を提供する事業においては、数年前より参入業者が増加するなど激しい市場競争下にあり、機能競争、価格競争が活発化しております。また、売上拡大に必要なマーケティングサービスへのニーズが高まっている中、代行サービス（役務サービス）のため、人員採用・人材教育が急務となっております。また、マーケティングサービス事業においても今後、競争が激化していくと予想されるため、専門性の高いサービス提供を行うことが、これまで以上に重要になってきます。

このような状況下において、当社の一層の事業拡大及び収益力向上のため、マーケティングサービス事業を、その売上拡大及び生産性の改善により、販売システム事業に並ぶ収益の柱として確立すること、並びに販売システム事業における流通増を踏まえ、サイバーセキュリティによる安全性の強化や支払における利便性の向上のための新たな決済サービスへのニーズが高まっていることから、消費者満足度向上に向けた新たな決済サービスなどの機能の拡充を行うことが喫緊の課題であると考えております。

これらの課題を解決するために、当社補欠監査等委員の株式会社スパイラル・アンド・カンパニー（東京都渋谷区道玄坂一丁目9番4号 ODAビルディング）の代表取締役である太田諭哉氏を通じて、複数の上場会社への投資機会等の情報提供やコンサルティングサービスを提供している実績のあるアドバンテッジアドバイザーズ株式会社（代表者：代表取締役 笹沼泰助 住所：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス）（以下「アドバンテッジアドバイザーズ」といいます。）を紹介されました。そして、アドバンテッジアドバイザーズによる中期経営計画策定支援その他の経営支援を受けるために、アドバンテッジアドバイザーズより、同社の親会社が投資機会の情報提供等のサービスを提供しているファンドの中でも、複数の上場会社、とりわけIT業界への投資実績を有し信頼性のあるファンドであり、かつIT業界への投資実績かつ信頼性を有する者により運営されるファンドを紹介されました。当社は、アドバンテッジアドバイザーズとの協力

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

関係を強化することを目的として、当該ファンドに対する第三者割当による本新株予約権付社債の発行を決議しました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
999,600,000	17,000,000	982,600,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 発行諸費用は、主に、弁護士費用、反社会的勢力調査費用、新株予約権付社債評価費用、財務代理人費用及びその他事務費用（印刷事務費用、登記費用）等からなります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 982,600,000 円につきましては、一層の事業拡大及び収益力の向上のための資金に、2023年12月までに充当する予定であります。かかる資金の内訳については以下のとおりです。

なお、調達した資金は、実際の支出までは当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①人材採用及び教育に係る費用	300	2018年12月～2021年11月
②販売及び販促システムにおける開発、改修、機能追加に係る投資	500	2019年1月～2023年12月
③本社移転又は増設による労働環境整備に係る費用	100	2019年11月～2020年3月
④新規事業（電子認証事業を行う子会社）の販促費用	82	2019年1月～2020年12月

<資金調達の主な目的>

当社は、今回の調達資金をマーケティングサービス事業における売上拡大及び生産性の改善により新たな収益の柱として確立するとともに、販売システム事業における流通増を踏まえた消費者満足度向上に向けた機能の拡充を行うための資金に充当することで、一層の事業拡大及び収益力向上が可能と考えております。

さらに、下記「6. 割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、アドバンテッジアドバイザーズ（代表者：笹沼泰助、住所：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号）の親会社が投資機会の情報提供等のサービスを提供しているファンドに対し本新株予約権付社債を割当てることで、アドバンテッジアドバイザーズの戦略的なアドバイスと豊富なネットワークの活用を目指しております。

このように、当社は、本新株予約権付社債の発行及び割当予定先であるファンドに対する割当てを通じて、次の成長動力となりうる M&A 案件や事業パートナーに関するアドバンテッジアドバイザーズの戦略的なアドバイスを受けることで成長市場での事業開発を推進・加速させながら、マーケティングサービス事業を拡大し、販売システムについてサイバーセキュリティの強化を含む質の向上を実現し、E コマース専門店に対するデジタルマーケティングのサービスとシステムの提供という既存事業の強化を同時に行うことで、中長期的な企業価値向上を図ることができると考えております。

なお、下記「6. 割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、アドバンテッジアドバイザーズは、同社の親会社が投資機会の情報提供等のサービスを提供しているファンドの投資リターンを最大化するために、ファンドの投資先である上場会社に対して経営及び財務に関するアドバイスの提供と、自社のネットワーク（事業パートナーや M&A 案件などの情報）を活用した情報提供を行っております。今回の割当予定先であるファンドからの投資を受けることによって、当社においてもアドバンテッジ

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
 本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

アドバイザーズよりアドバイスや情報の提供を受けることを予定しています。

また、当社は今回の資金調達に際して下記「新株予約権付社債による資金調達を選択する理由」に記載のとおり既存株主の利益のために、希薄化の抑制及び株価への影響の軽減を前提に、確実な資金調達をした上で、財務基盤の強化も可能である本新株予約権付社債の発行を選択することとしました。

<手取金の使途について>

① 人材採用及び教育に係る費用

EC業界は、株式会社野村総合研究所『ITナビゲーター 2018年版』によると、2023年度までに25.9兆円（2017年度16.5兆円）に拡大すると予想しており、その成長を見込み小売りを営む各企業はEC強化を最重要課題として取り組んでおります。当社は、このニーズに対処するために、人材投資を行ってきましたが、EC業界の人手不足とノウハウ不足は顕著に表れ、更なる人員採用・人材教育が急務となっております。

特に専門性の知識が必要なECコンサルティングや新たなサービスを開発するシステムエンジニアなどは、採用するだけでなくその後の教育が重要となってきます。また、EC売上拡大に必要なマーケティング代行サービス（集客代行、制作代行）や顧客獲得の営業においても今以上の人材が必要となってきます。そこで、人材採用及び教育に係る費用として、2018年12月から2021年11月において、約300百万円の投資を見込んでおります。

② 販売及び販促システムにおける開発、改修、機能追加に係る投資

10年以上の間、当社の主力事業である販売システム事業は、既に成熟期であり、また数年前より参入業者が増加するなど激しい市場競争下にあります。このような状況のなか、EC業界全体において、サイバーセキュリティによる安全性の強化や支払における利便性の向上のための新たな決済サービスへのニーズが高まっております。そこで当社は、そのニーズに対処するため、定期的なシステム改修や新機能の開発、新しい決済サービスへの対応など機能追加（アップデート）することが、顧客満足度向上、競争優位の観点から重要であると考えております。

また、今年度より販売を開始しているEC売上拡大に必要な販促システムサービス（人に依存しない性質のサービス）の開発、改修が今後の経営戦略において重要な位置づけになると考えております。そこで、販売及び販促システムの開発、改修、機能アップデートに係る費用として、2019年1月から2023年12月において、約500百万円を見込んでおります。

③ 本社移転又は増設による労働環境整備に係る費用

当社では、業容の拡大を背景として人材採用を積極化しており、それに伴って本社移転又は増設を検討しております。新たなオフィスへの移転又はオフィス増設・改装を実施し労働環境を改善することで、社内のコミュニケーションの効率性の改善、人材交流の活発化及び労働生産性の向上、さらには採用力の強化に繋がると考えております。

かかる本社移転又は増設に伴う原状回復費用や造作にかかる費用として、2019年11月から2020年3月において、約100百万円を見込んでおります。

④ 新規事業（電子認証事業を行う子会社）の販促費用

当社は、2018年8月6日付で株式会社クロストラスト（本社 北海道札幌市、当社100%子会社）を設立し、新規事業として、SSL/TLSサーバー証明書（注）の発行事業を同日より開始いたしました。

インターネット社会全体においては、安全性の向上に対する要求水準が高まっており、具体的には、本年9月より始まったブラウザベンダーによる、常時SSLではないサイトの危険性表示や、健康美容関連を筆頭とした表記表現の規制強化、EUの個人情報保護法の施行、ソーシャルプラットフォームに

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

対する情報利用への反発傾向などが見られます。当社は、このようなインターネット社会における安全性への関心の高まりに対応し、安全で信頼性の高い電子認証サービスの提供を進めて参ります。これら新規事業の売上増加のため、2019年1月から2020年12月において、約82百万円のWeb広告などの販促費用を見込んでおります。

(注)SSL/TLS サーバー証明書とは、SSL/TLS の暗号化通信を行うのに必要な、電子証明書をいいます。

<新株予約権付社債による資金調達を選択する理由>

当社は、一層の事業拡大及び収益力向上のための必要資金を確保するにあたり、複数の資金調達方法を検討いたしました。その結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行が最も適した調達方法であるという結論に至りました。

- ① 公募増資又は第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができ、かつ償還の必要がない反面、流通市場への株式数の流入が即時に発生するため、株価に大きな影響を及ぼす可能性があります。一方、転換社債型新株予約権付社債による資金調達手法は、即時に希薄化が生じることがないことから、株価への影響が相対的に軽減されることが期待されます。また、払込期日に総額999,600,000円が払い込まれるため、発行当初にまとまった資金調達ができます。
- ② 新株予約権による資金調達は、一般に、転換社債型新株予約権付社債と同様に即時の希薄化を避けることができる反面、当初想定していた時期、金額での資金調達ができない可能性があるというデメリットがあると考えられております。
- ③ 銀行借入れにより調達した場合、相応の利息の支払いと満期での元本の返済が必要となるところ、転換社債型新株予約権付社債では一般的に無利息で多額の調達が可能となり、かつ、将来的に株価が上昇し株式への転換が進む場合には、額面相当額の返済を要せず、財務基盤が強化することが期待されます。

また、株式価値の希薄化が生じる時期を可能な限り遅らせることができるよう割当予定先と協議した結果、本新株予約権付社債の調達資金による一層の事業拡大及び収益力向上を確認するために相当な期間として、2018年11月29日から2020年11月28日までの期間は本新株予約権を行使しない旨を本引受契約で合意しております(上記「1. 募集の概要 第1回新株予約権付社債(9)その他(2)」に記載の事由に該当する場合は除く)。一方で、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(本新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収)を目的としていることから、本新株予約権の行使が可能な期間において、当社普通株式の株価等を勘案の上で割当予定先が適切と判断した時点で、株式への転換が行われることとなります。以上の点により、既存株主の利益に配慮することを前提に当社の資金ニーズに対応しながら、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことが割当予定先の利益にもつながるため、本引受契約を締結した上で、第三者割当の方法により本新株予約権付社債を発行することが最も適した調達方法であるという結論に至りました。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の発行による調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、企業価値の向上と株主利益の最大化に繋がることから、当社の経営上合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計(本社：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：黒崎 知岳) (以下「赤坂国際会計」といいます。) に本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権付社債の評価報告書(以下「評価報告書」といいます。) を受領いたしました。赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち二項モデルを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日の市場環境等を考慮した一定の前提の下、本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態を鑑み、投資割当先と協議の結果、1,030円と決定いたしました。なお、この転換価額は、2018年11月7日(取締役会決議日の前営業日)における当社普通株式終値1,020円に対して0.98%のプレミアム、1ヶ月の終値平均1,008円に対して2.18%のプレミアム、3ヶ月の終値平均1,105円に対して6.79%のディスカウント及び6ヶ月の終値平均1,028円に対して0.19%のプレミアムとなります。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の発行価格(各社債の金額100円につき金100円)を赤坂国際会計による価値算定評価額(各社債の金額100円につき99.7円から104.0円)の範囲内で決定しております。また、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益(本新株予約権を付さずに本社債を発行していれば課されたであろう将来の利息の現在価値)と、本新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではないこと、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、本新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員である取締役3名(うち3名社外取締役)全員は発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、評価報告書の結果及び上記取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、本新株予約権の実質的な対価は本新株予約権の公正な価値を上回るものであることから、本新株予約権付社債の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が転換価額1,030円によりすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数の合計数は970,400株(議決権の数9,704個)であり、これは、発行決議日現在の当社の発行済株式総数5,161,298株及び当社の総議決権の総数51,604個の18.80%及び18.80%にそれぞれ相当します。

しかし、本新株予約権付社債の発行により調達する資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり人材採用及び教育に係る費用、販売及び販促システムにおける開発、改修、機能追加に係る投資、本社移転又は増設による労働環境整備に係る費用、並びに新規事業(電子認証事業を行う子会社)の販促費用に充当することにより、一層の事業拡大及び収益力の向上に資するものと考えていることから、本新株予約権付社債の発行による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(2018年11月8日現在)

① 名 称	投資事業有限責任組合インフレクション II 号 B	
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含む。）	
④ 組 成 目 的	投資	
⑤ 組 成 日	2018年8月7日	
⑥ 出 資 の 総 額	107,000,000円	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	投資事業有限責任組合インフレクション II 号 84.0% APIP Inc. 13.5% 笹沼 泰助 2.4% InfleXion II Investment, Inc. 0.1%	
⑧ 業務執行組合員 (General Partner) の概要	名 称	InfleXion II Investment, Inc.
	所 在 地	Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
	代表者の役職・氏名	取締役 Douglas R. Stringer
	事 業 内 容	投資事業組合財産の運用及び管理
	資 本 金 の 額	1,000米ドル
⑨ 当社との関係等	上 場 会 社 (役員・役員関係者・大株主を含む。)と当該ファンドの関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上 場 会 社 と 業 務 執 行 組 合 員 の 関 係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※ なお、当社は、割当予定先及びその業務執行組合員並びにその役員、並びに割当予定先の全出資者（以下「割当予定先関係者」と総称します。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング（代表者：代表取締役 古野啓介 住所：東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 虎ノ門アネックス6階）に調査を依頼し、同社からは、公開情報と各種データベース（主な情報ソース：各種公開情報・公簿/デスクトップサーチ（各種有料データベース、メディア記事、ウェブ上でアクセス可能な情報等））から幅広く関連情報を収集するとともに、必要に応じ人的情報源を通じた情報収集と関係先現地での調査を行ったとの報告を受けております。

これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

旨の調査報告書を受領しております。

また、割当予定先に融資を行うみずほ銀行は、登録金融機関として登録済み（登録番号：関東財務局長（登金）第6号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服すると共に、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会）に所属し、その規制の適用を受けております。

したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

（2）割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、今後一層の事業拡大及び収益力向上を図る方針です。かかる方針に基づく必要資金の調達及び財務戦略等について検討するに際して、当社補欠監査等委員の株式会社スパイラル・アンド・カンパニーの代表取締役である太田諭哉氏を通じて、当社への経営上のアドバイスやネットワークを通じた情報の提供が見込まれるアドバンテッジアドバイザーズを紹介されました。また、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、アドバンテッジアドバイザーズより、同社の親会社が投資機会の情報提供等のサービスを提供しているファンドの中でも、複数の上場会社、とりわけ IT 業界への投資実績を有し信頼性のあるファンドであり、かつ IT 業界への投資実績かつ信頼性を有する者により運営されるファンドを割当予定先候補として紹介されました。アドバンテッジアドバイザーズは、それらのファンドの投資リターンを最大化するために、ファンドの投資先である上場会社に対して経営及び財務に関するアドバイスの提供と、自社のネットワーク（事業パートナーや M&A 案件などの情報）を活用した情報提供を行っております。当社は、様々な情報交換やヒアリング等により検討を行った結果、そのようなファンドに対して本新株予約権付社債の第三者割当を行うことにより、資金調達のみならず、経営支援を受けることができ、当社の企業価値の向上を図ることが可能であると判断しました。すなわち、調達資金を、人材採用及び教育に係る費用、販売及び販促システムの開発、改修・機能追加に係る投資、本社移転又は増設による労働環境の整備に係る費用、並びに新規事業（電子認証事業を行う子会社）の販促費用に充当することで、一層の事業拡大及び収益力向上を図るとともに、アドバンテッジアドバイザーズの複数の上場会社への戦略的なアドバイスの提供実績から培われた経営及び財務に関する専門知識に基づく戦略的なアドバイスと豊富なネットワークの活用を両立させ、かつ、本新株予約権付社債の発行により利息の負担なく多額の資金を確実に迅速に調達できるとともに、本新株予約権が当社の想定どおりに行使された場合には当社の財務基盤の強化に資するものであり、これらにより当社の企業価値の向上を図ることができると判断し、かかる IT 業界への投資実績及び信頼性を有する者により運営されるファンドを第三者割当の割当予定先として選定いたしました。また、アドバンテッジアドバイザーズとは、2018年11月29日付で、財務に関するアドバイス提供やネットワーク（事業パートナーや M&A 案件などの情報）を活用した情報提供を目的とした事業提携契約の締結を予定しております。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(本新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収)を目的として、本新株予約権付社債及び本新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を中長期的に保有する方針である旨の説明を割当予定先から口頭にて受けております。ただし、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ保有又は売却する可能性があります。なお、上記「1. 募集の概要 第1回新株予約権付社債 (9) その他」に記載のとおり、2018年11月29日から2020年11月28日までの期間は、原則として、割当予定先は本新株予約権を行使できない予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の発行価額の払込みに要する財産の存在について、当社は、割当予定先が株式会社みずほ銀行から取得した、別途協議の上定める具体的条件(利率・期間・返済方法等)により999,600,000円の融資を行う用意がある旨の融資証明書(2018年11月5日付)を入手し、その貸付期間、貸付形態、返済方法、貸付実行条件等を検討し、当該融資が本新株予約権付社債の払込期日である2018年11月29日に実行される予定であること、並びに、割当予定先及び株式会社みずほ銀行の間において当該融資を実行するために支障となる重要な条件等がないことを確認しております。

かかる確認結果を踏まえ、当社は、本新株予約権付社債の発行価額の払込みに確実性があると判断しております。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2018年9月30日現在)		募集後	
株式会社ユニコム	34.89%	株式会社ユニコム	29.37%
ビービーエイチ フィデリティ ピューリタン フィデリティ シリーズ イントリンシック オポチュニティズ ファンド (常任代理人：株式会社三菱UFJ銀行)	9.61%	投資事業有限責任組合インフレクション II 号B	15.83%
石村 賢一	5.89%	ビービーエイチ フィデリティ ピューリタン フィデリティ シリーズ イントリンシック オポチュニティズ ファンド (常任代理人：株式会社三菱UFJ銀行)	8.09%
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロープライズド ストック ファンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ) (常任代理人：株式会社三菱UFJ銀行)	5.46%	石村 賢一	4.96%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人：株式会社みずほ銀行)	3.46%	ビービーエイチ フォー フィデリティ ロープライズド ストック ファンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ) (常任代理人：株式会社三菱UFJ銀行)	4.60%
日野 秀一	2.33%	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人：株式会社みずほ銀行)	2.91%
楽天証券株式会社	1.65%	日野 秀一	1.96%
株式会社SBI証券	1.35%	楽天証券株式会社	1.39%
柳田 要一	1.11%	株式会社SBI証券	1.14%
ビービーエイチ フィデリティ グループ トラスト ベネフィット プリンシパル オール セクター サポートフォリオ (常任代理人：株式会社三菱UFJ銀行)	1.05%	柳田 要一	0.93%

(注) 1 募集後の大株主及び持株比率は、2018年9月30日現在の発行済株式総数に、本新株予約権付社債が転換価額1,030円によりすべて転換された場合に交付される当社普通株式970,400株を加えて算定しております。

2 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

8. 今後の見通し

今回の第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行が当社グループの業績に与える影響は軽微であります。当社は、今回の第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行により、当社の自己資本の充実と財務基盤の健全化・強化を図りながら、今後アドバンテッジアドバイザーズから得られる助言により、厳しい経済環境の下でも経営改革を推し進めることができると考えております。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(企業行動規範上の手続き)

・ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権付社債の発行は、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権付社債全てが普通株式に転換された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(単位:百万円)

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
売上高	4,660	4,775	5,044
営業利益	628	407	554
経常利益	628	401	582
当期純利益	420	285	411
1株当たり当期純利益(円)	78.66	55.32	79.73
1株当たり配当金(円)	24.00	24.00	28.00
1株当たり純資産(円)	196.74	227.30	283.36

(注) 当社は、2016年3月18日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、2016年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。なお、1株当たり配当金については当該株式分割を考慮しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2018年11月8日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,161,298株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	970,400株	18.80%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
始値	1,153円 □870円	1,066円	985円
高値	1,899円 □1,124円	1,522円	1,312円
安値	990円 □838円	870円	745円
終値	1,738円 □1,081円	987円	1,005円

(注) 2016年3月期の□印は、株式分割(2016年3月18日付で普通株式1株につき2株の株式分割)による権利落ち後の価格であります。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

② 最近6か月間の状況

	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月	2018年 10月	2018年 11月
始 値	942 円	968 円	976 円	1,296 円	1,140 円	991 円
高 値	1,058 円	990 円	1,384 円	1,319 円	1,148 円	1,030 円
安 値	931 円	907 円	930 円	1,104 円	921 円	991 円
終 値	968 円	966 円	1,286 円	1,128 円	997 円	1,020 円

(注) 2018年11月の株価については、2018年11月7日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	2018年11月7日現在
始 値	1,013 円
高 値	1,026 円
安 値	1,013 円
終 値	1,020 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

10. 発行要領

別紙ご参照。

以 上

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
 本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

株式会社Eストアー
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項

1. 募集社債の名称
株式会社Eストアー第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額
金 999,600,000 円
3. 各社債の金額
金 20,400,000 円の1種。各社債の口数は49口とし、本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することができない。
4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本新株予約権付社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
5. 払込金額
各社債の金額100円につき金100円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
6. 新株予約権又は社債の譲渡
本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

7. 利率

本社債には利息を付さない。

8. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

9. 申込期日

2018年11月29日

10. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2018年11月29日。但し、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権の割当の条件とする。

11. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権付社債を投資事業有限責任組合インフレクションII号Bに割り当てる。

12. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、2023年11月29日（償還期限）にその総額を各社債の100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還の場合は、本項第(2)号に定める金額による。

(2) 繰上償還

(イ) 当社に生じた事由による繰上償還

① 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）

が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

(i) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第14項第(3)号(ハ)①に定義される。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(ii) (i)以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第14項第(3)号(ハ)③及び⑤に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第14項第(3)号(ハ)②乃至⑥に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割（承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本号(イ)①に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

② 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から 15 日以内に通知の上、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本号(イ)①及び②の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号(イ)①の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号(イ)②に基づく通知が行われた場合には、本号(イ)②の手続が適用される。

③ スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から 14

営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する
本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準
ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(ロ) 社債権者の選択による繰上償還

① 支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義する。）が生
じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に
対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から 30 日以上 60 日
以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本
号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金
額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものと
する。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1
項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基
づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第 27 条
の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保
有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第
4 項に規定する株券等保有割合をいう。）が 50%超となった場合

② 社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2020 年 11 月 29 日（但し、同日に先立ち
財務制限条項抵触事由（以下に定義する。）が生じた場合には、当該事
由が生じた日）以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日
の 10 営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その
保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円に
つき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有
する。

「財務制限条項抵触事由」とは、以下の事由をいう。

当社の各事業年度に係る単体又は連結損益計算書に記載される営業損
益が 2 期連続して損失となった場合、又は、当社の各事業年度末日に
おける単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前
の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産

合計の額の 75%を下回った場合

③ 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 10 営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第 604 条の 2 第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

- (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

13. 買入消却

- (1) 当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。
- (2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社が買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。
- (3) 「子会社」とは、会社法第 2 条第 3 号に定める子会社をいう。

14. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 49 個の本新株予約権

を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

(ハ) 転換価額

① 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、1,030円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②乃至⑥に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

③ 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 時価（本号(ハ)④(ii)に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合。なお、新株予約権無償割当て（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償発行したものとして本(iii)を適用する。

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

但し、本(iii)に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該

取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- (iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{当該期間内に交付された普通株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（但し、本号(ハ)③(iv)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号(ハ)③又は本号(ハ)⑤に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のう

ち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

(iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

⑤ 本号(ハ)③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥ 本号(ハ)②乃至⑤により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

(ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、2018年11月29日から2023年11月28日(第12項第(2)号(イ)①乃至③並びに同(ロ)①乃至③に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前営業日)までの間(以下「行使

期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (イ) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第 124 条第 1 項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
 - (ロ) 振替機関が必要であると認めた日
 - (ハ) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 20 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
- (イ) 本新株予約権の行使請求は、本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、行使請求期間中に当該振替機関又は口座管理機関により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (ロ) 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った者は、その後、これを撤回することができない。
- (10) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

- (11) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (12) 当社による組織再編行為の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
当社が組織再編行為を行う場合は、第12項第(2)号(イ)①に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- (イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第14項第(3)号(ハ)②乃至⑥と同様の調整に服する。
- ① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生

日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

- (ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項第(5)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、本項第(5)号に準ずる制限に服する。
- (へ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
本項第(6)号に準じて決定する。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (リ) 組織再編行為が生じた場合
本号に準じて決定する。
- (ヌ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権

とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

15. 特約

(1) 担保提供制限

- (イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
- (ロ) 本号(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

- (イ) 第12項の規定に違背したとき。
- (ロ) 第15項第(1)号の規定に違背したとき。
- (ハ) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (ニ) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が100,000,000円を超えない場合は、この限りでない。
- (ホ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (ヘ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

16. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

17. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

18. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

19. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

20. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

21. 財務代理人

本社債の財務代理人は株式会社みずほ銀行とする。

財務代理人は、発行代理人及び支払代理人を兼ねるものとする。

財務代理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

22. 準拠法

日本法

23. その他

(1) 上記の他、本新株予約権付社債の発行に関して必要な一切の事項の決定は当社

代表取締役社長に一任する。

- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上